

平成30年4月19日□

□原子力規制委員会 宛て

六ヶ所原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 服部 弘美□

平成30年度保安検査実施方針について

公益財団法人核燃料物質管理センター六ヶ所保障措置センターに対する平成30年度保安検査実施方針を下記のとおりに定めましたので提出します。

記

1. 基本検査で実施する保安検査の内容

(1) 改善活動の取組状況に係る検査

平成30年度における保安規定の遵守状況に関する検査等の重点方針（以下「重点方針という。」）においては、改善活動の取組状況が保安検査等の重点対象としてあげられている。

こうした状況を踏まえ、事業者の改善活動に係るプログラムの充実及び運用の状況について、不適合の管理が適切に行われていること及び必要な場合には是正処置が実施されていることについて確認する。また、これらの活動に係る改善の取り組みについても確認する。

(2) 保守管理等の実施状況に係る検査

平成29年度保安検査の年度評価において、保守管理等の適切な実施が施設の課題としてあげられている。

こうした状況を踏まえ、保全が必要な設備等に対して、その特性を考慮した上で、保守の計画が作成され、それを実施するための体制（手順書の作成等を含む）が構築され、点検が適切に行われていることを確認する。

(3) 外部事象等に対する体制の整備状況に係る検査

重点方針においては、外部事象等に対する体制の整備状況が保安検査等の重点対象としてあげられている。公益財団法人核燃料物質管理センター六ヶ所保障措置センターについては、日本原燃株式会社の再処理工場の分析建屋内の一区画に設置されているため、外部事象への対応は日

本原燃株式会社が行うことになる。ただし、内部火災及び内部溢水については、公益財団法人核燃料物質管理センターにおける対応が必要となる。

こうした状況を踏まえ、内部火災及び内部溢水に対する体制の整備状況について確認する。

(4) 異常事象等発生時の措置に係る検査

平成29年度保安検査の年度評価において、異常事象等発生時に対応するための資機材（除染シャワー）の整備が施設の課題としてあげられている。

こうした状況を踏まえ、異常事象等が発生した場合について、拡大防止対策や必要な措置が確実に行われるよう、体制、資機材、手順書等が整備され、要員に対し教育・訓練が行われていること等を確認する。

2. 追加検査で実施する保安検査の内容

該当なし

3. 保安検査実施時期

- (1) 第1四半期：5月中旬
- (2) 第2四半期：9月中旬
- (3) 第3四半期：12月中旬
- (4) 第4四半期：3月中旬